

「ひなたのつどい(共生社会コンファレンス)」運営業務委託仕様書

1 委託業務の目的

障がい者の生涯学習の推進について、参加者が学び、考える機会とするために、本事業「みやぎの共生社会を目指す生涯推進事業」の取組として、「ひなたのつどい(共生社会コンファレンス)」を県が主催する。実施後は、YouTubeの宮崎県教育庁「教育ネットひむかチャンネル」にてオンライン動画として配信する。

2 業務を委託する期間

契約日から令和7年2月10日まで

3 開催概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 日 時 | 令和7年1月18日(土)午後1時から午後4時まで |
| (2) 会 場 | KITENビル8階コンベンションホール 大会議室
(〒880-0811 宮崎市錦町1番10号、電話 0985-78-5810) |
| (3) 対 象 | 一般県民、障がい者の生涯学習に関心のある方 など |
| (4) 参加料金 | 無料 |
| (5) 内 容 | 講演、実践発表、シンポジウム |
| (6) 開催方法 | 会場とオンライン配信を組み合わせたハイブリッド開催 |
| (7) 参加方法 | 会場での参加又はオンラインでの参加 |
| (8) 出演者 | 司会者・講演者・実践発表者・シンポジウム登壇者 |
| (9) 情報保障 | 会場の聴覚障がい者のための手話通訳者配置、
写真や動画の字幕テロップ、手話通訳の同時配信 など |

4 事業内容

県生涯教育課と協議しながら、以下の業務を行うこととする。

(1) コンファレンス開催準備及び始末業務

- ① 運営台本の製作
- ② 開催案内チラシのデザイン制作、印刷4,000部、関係機関等への発送、配付
- ③ 参加申込フォーム作成・運用、参加者一覧の作成
- ④ 会場設営案と、オンライン配信及び音響など機器配置案の制作
- ⑤ 発表用データへの字幕テロップ
- ⑥ 会場内の懸垂幕のデザイン制作、懸垂幕作成と設置
- ⑦ 司会者などの出演者、会場責任者との打ち合わせ
- ⑧ 終了後のアンケート実施、集計
- ⑨ オンデマンド配信用の動画作成、提出
- ⑩ 写真を含む成果物の制作、提出

(2) コンファレンス運営業務

- ① 円滑な会場の運営
- ② オンライン配信と音響用の機器等の搬入出、配置や運用

- ③ 司会者や登壇者、手話通訳者への対応
- ④ 会場参加者への対応
- ⑤ 発言等の記録データ制作
- ⑥ 出演者の誘導や、会場参加者の案内など会場運営に必要な人員の配置

(3) オンライン配信業務

- ① 配信の円滑な運用
- ② 手話通訳者の手話映像と、発言内容の字幕テロップの同時配信
- ③ 配信用機器の準備・運用
- ④ 配信テストの配信準備・運用
- ⑤ 申込者への案内（テスト配信、コンファレンス当日）
- ⑥ コンファレンス当日のオンライン参加者への対応
- ⑦ 配信に必要な人員の配置

(4) 司会者手配等業務

- ① 司会者、講演者等への依頼
- ② 司会者、講演者等へ肖像権等の確認業務
- ③ 司会者、講演者等への旅費謝金の支払業務
- ④ 司会者、講演者等へ礼状送付

5 業務実施

- (1) 本委託事業に必要な依頼や謝金支払い等は、受託者が行うこと。
- (2) 本委託事業に係る物品は、受託者が準備すること。
- (3) 本委託事業の実施において、本仕様書に特に定めのないものについては、県生涯学習課と受託者で十分に協議して決定すること。

6 成果物

- (1) コンファレンス当日のオンライン配信等動画映像
オンライン配信した映像等は、県生涯学習課のパソコン環境で再生できる形式で、2部納品すること。ファイル形式は、別途、納品前に県生涯学習課へ確認すること。
- (2) YouTube 配信向けのアップロード用映像
配信用テロップなど配信向けに編集した編集データは、記録媒体等に収納して、2部納品すること。納品形式は、別途、納品前に県生涯学習課へ確認すること。
- (3) 開催案内チラシのデータ、印刷物及びそのデータ
- (4) 運営台本のデータ、印刷物及びそのデータ
- (5) コンファレンス当日の発言等記録データ（テキスト）
- (6) 委託業務実施報告書
- (7) 委託業務収支報告書
- (8) 司会者や登壇者等が謝金旅費等を受領した領収書や会場費等を支払った際の領収書

7 支出方法

精算払い

8 その他

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、委託先との打ち合わせを行い、指示に従うこと。
- (2) 本委託事業によって制作された成果物に係る著作権は、宮崎県、文部科学省に帰属するものとする。
- (3) 本委託事業は、委託先の指示のもとに作業を進め、必要に応じて関係書類を提出し、承認を受けるものとする。
- (4) 本事業の予算内で効果的な提案がある場合は、積極的に委託先へ提案すること。
- (5) 成果物データの提出に関しては、コンピューターウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。成果物が納品時点でコンピューターウイルス等に感染していたことにより、委託先又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償について対応すること。